



未就学児を持つ保護者にデマンドバス利用券を交付します

子育て世帯の外出を支援するため未就学児を持つ保護者の方に「デマンドバス（おでかけ号）利用券」を交付しています。

平成30年度分の申請を3月19日(月)から受け付けます。

平成29年度に申請された方も改めて申請が必要です。

■交付対象者

市内に住所を有し、未就学児を持つ保護者の方で、デマンドバス利用登録の方（未登録の方は申請時に受付しません。）

※デマンドバスの利用登録は利用する方全員（未就学児を含む）分が必要です。

■交付枚数

1世帯につき10枚交付します（年度内有効）。

■申請方法

印鑑と下野市デマンドバス利用登録証をお持ちのうえ、ごども福祉課窓口までお越しください。

※利用券は後日郵送しますの
で、ご利用希望日の1週間前
までに申請してください。

■申請受付開始日

3月19日(月)

※利用券は、4月1日(日)から利用することができます。

■ご利用にあたって

・利用券は、未就学児の保護者（申請者及び申請者と同一世帯の方に限ります。）が、未就学児とともにデマンドバスを利用する場合にのみ使用することができます。

・複数の保護者が同時に乗車する場合は、人数分の利用券が必要です。

・未就学児は無料のため利用券は不要です。ただし、未就学児が乗車するには保護者の同伴が必要です。

・利用券は再交付することができます。また、大切に保管してください。

・利用券の有効期限は平成31年3月31日(日)までです。

※4月以降、平成29年度の利用券はご利用いただけませんので、ご注意ください。

■問い合わせ先

ごども福祉課
☎(32)8903



高齢者の方にデマンドバス利用券を交付します

電車・バス等の交通機関を利用することが困難な高齢者の方に対して、外出支援と社会参加の拡大を図るため、デマンドバス「おでかけ号利用券」を交付しています。

平成30年度分の利用券を次のとおり交付します。

平成29年度に申請された方も改めて申請が必要です。

また、4月以降、平成29年度の利用券はご利用いただけませんので、ご注意ください。

■交付対象者

市内に住所を有し、平成31年3月31日(日)時点で、満75歳以上の方で、デマンドバス利用登録の方（未登録の方は申請時に受付します。）

■交付枚数

利用者1人に対し10枚を交付します。

※乗車1回につき1枚を使用します。

■有効期限

交付日から平成31年3月31日(日)まで。

※1年間利用できる「おでかけ号利用券」の交付は年1回

となります。

■申請場所

・高齢福祉課
・地域包括支援センターこくぶんじ
・地域包括支援センターいしばし

・地域包括支援センターみなみかわち

■申請方法

印鑑、下野市おでかけ号登録証、身分証明書（年齢が確認できるもの）をお持ちください。

※代理申請も可能です。その際は、代理者の印鑑もあわせてお持ちください。

■申請受付開始日

3月12日(月)

※利用開始は4月1日(日)からになります。

■利用券の交付

申請内容を審査した後、郵送にて交付します。

■問い合わせ先

高齢福祉課
☎(32)8904

地域での見守り活動にご協力をお願いします

市では高齢者見守りネットワーク事業として高齢者の安心・安全な地域づくりのため、地域全体での見守り活動の体制づくりに取り組んでいます。地域で活動している配達業者、電力・ガス会社、金融機関等35か所の事業所と協定を結び、地域内での見守り体制の強化を図っているところです。

こうした取組だけでなく、さりげない見守り・声かけにご協力をいただければ、地域の高齢者が孤立せずに、住み慣れた地域で安心して暮らして続けられるようになります。皆様のご協力をお願いします。

見守りの中で気になることがありましたら、ご相談ください。

■問い合わせ先

高齢福祉課
☎(32)8904

イベント

お知らせ

募集

相談

就職